

長野市空家等対策協議会要綱

(趣旨)

第1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）の実施等に当たり必要な事項を協議するため、法第8条第1項の規定に基づき長野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の実施及び変更に関すること。
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) その他空家等に関する施策の推進に必要と認められること。

(組織)

第3 協議会は、15人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者並びに行政、法務、建築及び不動産の分野から選出された者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6 委員及び会議に出席を求められた者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、建設部建築指導課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。